

「非正規雇用および労働」に関する要望書

来る衆議院選挙において、貴候補には当選を果たされた暁には国会の場で、以下の政策に関して実現に努めて頂くよう要望します。

- 1 憲法で禁止された中間搾取の例外として生み出された派遣労働をはじめ、雇用労働者の4割に達する非正規雇用を容認し格差貧困社会を助長する新自由主義に反対し、無期雇用など労働者保護の原則に戻すよう全力を尽くすこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延で、顕在化した割を占める女性の非正規雇用が固定化し貧困の連鎖を構造的に生み出していることに対して、ジェンダー平等の立場からも抜本的な立法のアクションを起こすこと。
- 3 同一価値労働・同一賃金の世界労働基準に照らし、業務外要素を含む使用者に有利となる認定基準から、公正な同一価値労働の基準に改めること。
- 4 最低賃金制度を、憲法の保障する「健康で文化的な生活」や「労働力の再生産」に見合う適正な水準に引き上げ「基本的社会保障」として位置づけること。当面の目標として一日8時間労働、年間1800時間で得られる最低賃金の水準として全国一律で時給1500円以上を実現すること。
- 5 最低賃金を社会保障として担保するため、働く上で安定した賃金を得られるよう月間労働時間を定めた労働契約を書面で交わすことを法的に義務化し、違反には生活保護水準額（又は法定労働時間の最賃額）の支払いを罰則化すること。また、時給1500円達成迄は中小企業の経営負担増大に対する政策助成金として消費税の納税時に前年度最低賃金との差額を控除できる制度を新設すること。
- 6 雇用関係にありながら個人事業主として契約する偽装請負を厳重に規制するため、地方の労働委員会認定で広義の労使関係を認定し最低賃金の適用を命ずる制度を新設すること。
- 7 時間外労働の概念を外した高度プロフェッショナル制度や、雇用の不安定化を助長する派遣制度、公務職場における会計年度任用制度を廃止し、公務員も対象に含めて労働基準法や労働契約法を適用すること。
- 8 失業から路上生活に転落する非正規雇用者の社会保障として、低廉な公営住宅または民間賃貸住宅家賃との差額を補填する住宅政策を新設すること。
- 9 雇用能力を高め就労の機会を増やすため職業訓練だけでなく生涯に渡り学び、働くことを可能とするため、最長2年間、最低賃金月額（法定時間）相当の生活費を給付する長期の失業保険に準ずる制度を新設すること。
- 10 働くことと家庭、そして子育てが両立するよう、公営の保育所、学童クラブ、家事補助員、子供看護病院等の社会的な現物給付の割合を高めること。
- 11 多様なハラスメントによる差別解消施策、女性に対する雇用・昇進差別や賃金格差を撤廃し、男女同数化（パリティ）の普遍化を実現すること。
- 12 年齢による差別を撤廃すると同時に、高齢化に伴う身体的負荷の軽減も企業の安全衛生確保義務に加えること。また、社会保障そのものである生活できる年金の開始と法的な定年年齢は完全に接続すること。
- 13 デジタル化社会に対応し国民個々が個人情報へのアクセス管理権を持つ法体系に改めること。IDの特定が出来ない場合でも、生存が現認できれば自治体が仮IDを発行し、特別給付金の給付をはじめ、ワクチン接種や医療・介護、所得が不足する場合の生活保障などの社会保障は、完全に個人単位で行政上のサービスを授受出来る制度とすること。

2021年10月14日

非正規雇用フォーラム・福岡

共同代表 落石 俊則

共同代表 勝山 吉章

共同代表 安元 隆治